

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる？
 <年末のごみの臨時収集って知ってる？の巻>

減右衛門



量右衛門

突然こんなにちは！
 毎年12月29日と30日は、
 曜日とは関係なく、臨
 時でゴミを収集するん
 だよ。



え〜っと、大晦日は出か
 けるから…
 あら？12月の「臨時」っ
 て何かしら？

ただし、29日は「缶・
 びん」は出せないから
 気を付けてね！



29日に「容器包装プラス
 チック」を、30日に「燃
 やせるごみ」を臨時で収
 集するんだ。

生ごみは水切りをして
 から出してね。それに
 しても忙しいので、そ
 れに年末は出かけるの？



なるほど。じゃあ、お
 せちは29日に下ごしら
 えをすれば、生ごみを
 年内に出せるわね。

ステキな年明けになり
 そうだね！



そうなの！
 カウントダウンコン
 サートのチケットが当
 たったのよ〜♡



❖ そのほかの資源・ごみなどの回収 ❖

ペットボトル・白色トレー・紙パック

▼**拠点回収**

年末 12月29日(火)まで出すことができます。

○12月30日(水)に、順次拠点回収ボックスのふたを閉めます。

年始 1月4日(月)午前8時以降に、順次拠点回収ボックスのふたを開けます。

○12月30日(水)のふたの閉め後から1月4日(月)のふた開けまでは、出すことができません。この期間、拠点回収ボックスは、一時撤去またはふたの閉めを行います。

▼**粗大ごみ**

自宅回収 粗大ごみ受付センターへ電話で予約してください(☎570-7733)。

○受付は12月28日(月)まで行いますが、年内に収集できない場合があります。

※12月28日(月)受付分は、年明けの収集となります。

▼**持込み 直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。**

年末 12月28日(月)午後4時までです。

※年末は大変混み合います。計画的なごみ出しをお願いします。

年始 1月4日(月)から行います。

○1月の日曜開館日は1月10日(日)です。

■粗大ごみの処理には手数料がかかります。詳しくは、「資源リサイクルマニュアル」の36〜39ページをご覧ください。

し尿汲取り

年末 12月25日(金)が最終汲取り日です。

○12月25日(金)の汲取りを希望する場合は、12月24日(木)午後3時30分までに、し尿汲取り受付センター(☎570-7733)に予約してください。

○年内の予約受付は、12月28日(月)まで行いますが、12月24日(木)午後3時30分以降の受付分は、年明けの汲取りとなります。

年始 1月5日(火)から汲取りを開始します。

※受付は、1月4日(月)から行います。

■し尿汲取りには手数料がかかります。地域・用途により金額が異なります。

問合せ 生活環境課生活環境係 205

マイナンバーニュース No. 9



届いていますか？通知カード

通知カードとは、平成27年10月5日時点で住民票を有するすべての住民に対し、割り当てられた12桁の個人番号をお知らせする紙のカードで、羽村市では、11月の中旬から下旬にかけて各世帯へ配達されました。お渡しできなかった通知カードは、市役所に返還され、一定期間（3か月程度）保管されることとなります。

通知カードが市役所に戻ってきています

通知カードが転居や郵便局での保管期間経過などの理由で市役所に戻ってきてしまった世帯に対して、通知を行います。通知カードを受け取る方は、通知に記載された必要書類を持参し、市民課窓口へお越しください。

電子証明書を利用している方は注意してください

12月23日以降、住基カードで電子証明書の発行・更新を行うことができなくなりま（有効期限までは引き続き利用可能です）。今後も利用する方は、次のいずれかの手続きを行ってください。

(1) 事前に電子証明書の新規発行・更新手続きを行い、住基カードで電子証明書を利
用する。

※平成27年12月23日以降に失効になった場合は、個人番号カードへ切り替える必

要があります。注意してください。

(2) 平成28年1月以降、個人番号カードを取得し、個人番号カードで電子証明書を利
用する。

※制度開始直後は個人番号カードの申請が集中するため、カードをお渡しするまでに時間がかかることが予想されます。不安な方は(1)の方法で事前に更新手続きを行ってください。

マイナンバー制度導入に伴う本人確認について

平成28年1月以降、公的機関で個人番号を提示する場合は、本人確認が必要となります。原則次のとおり書類を提示してください。

本人が個人番号を提示する場合

- (1) 個人番号カードを持っている方
 - 個人番号カード
- (2) 個人番号カードを持っていない方
 - 通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し・住民記載事項証明書
 - 運転免許証など官公署から発行された書類やそれに類する書類で、顔写真付きのもの

代理人が個人番号を提示する場合

- ① 代理権の確認
 - 委任状
 - 法定代理人の場合は、戸籍謄本そのほか

その資格を証明する書類
② 代理人の身元の確認

□ 運転免許証など官公署から発行された書類やそれに類する書類で、顔写真付きのもの

③ 本人の番号の確認

□ 本人の個人番号カードまたは通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書の原本または写し

※なりすましなどの予防のため、本人確認を慎重に行うこととなります。

※本人確認に必要な書類については、各業務ごとに提出書類が異なる場合があります。詳しくは、各担当に確認してください。

問合せ

- 「通知カード」「個人番号カード」について：市民課受付係^内121
- マイナンバー制度について：総務課総務係^内347

